

指定自立支援医療機関 御中
（更生医療・育成医療）

熊本市長 大 西 一 史
（公 印 省 略）

令和 8 年熊本地震による自立支援医療（更生医療・育成医療）の支給認定の
有効期間延長措置について

このことについて、厚生労働省及びこども家庭庁から、令和 8 年熊本地震により被災した者に係る自立支援医療（更生医療・育成医療）の支給認定等の有効期間を延長する措置を講じる旨の事務連絡がありました。

ついては、自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証の有効期間の取扱いについて、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 特定被災区域内に居住地を有する者については、現に自立支援医療（更生医療・育成医療）の支給認定を受けており、かつ、当該支給認定の有効期間が令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に満了する場合は、当該有効期間を令和 9 年 1 月 27 日まで延長することとする。

ついては、自立支援医療受給者証に記載された有効期間が満了している場合であっても、上記対象者については、令和 9 年 1 月 27 日まで有効な受給者証として取り扱っていただくようお願いいたします。

- 2 1 の特別措置による有効期間の取扱いにかかわらず、当該災害の発生前と同様に認定等を行うことが可能な者については、受診者が関係法令に基づく支給認定の申請を行うことができるよう、ご協力をお願いいたします。

※ 認定申請の要否その他本取扱いに関してご不明な点がある場合は、下記連絡先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

＜連絡先＞

（更生医療）障がい福祉課

TEL：096-361-2519（直通）

（育成医療）こども支援課

TEL：096-328-2158（直通）

別紙（薬局等へのお知らせ）

※処方箋を作成の際に、必要に応じて添付していただきますようお願いいたします。

指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）代表者 様

令和８年熊本地震による特別措置として、自立支援医療受給者証の有効期間満了日が令和８年７月２８日から令和９年１月２６日となっている場合においては、同年１月２７日まで有効です。

問い合わせ先

（更生医療）障がい福祉課（096-361-2519）

（育成医療）こども支援課（096-328-2158）

指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）代表者 様

令和８年熊本地震による特別措置として、自立支援医療受給者証の有効期間満了日が令和８年７月２８日から令和９年１月２６日となっている場合においては、同年１月２７日まで有効です。

問い合わせ先

（更生医療）障がい福祉課（096-361-2519）

（育成医療）こども支援課（096-328-2158）